

令和元年度板橋区入札監視委員会審議結果について

1 審議の概要

平成 30 年度に板橋区が締結した予定価格 130 万円を超える 270 件の工事案件のうち 25 件を委員会が抽出した。次に各委員が各々 5 件の入札状況を精査し、その結果を基調として入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等の適否について審議を行った。

審議の結果、抽出した案件すべてが適法であると判断し、その旨を令和 2 年 1 月 15 日付で区長へ報告した。

2 委員会開催日

第 1 回 令和元年 9 月 10 日 (火)

第 2 回 令和元年 11 月 7 日 (木)

3 委員 5 人

会 長 本井克樹 (学識経験者)

副会長 長谷川礼 (学識経験者)

委 員 石原 尚 (学識経験者)

甲斐田洋希 (区民公募委員)

阿部芳枝 (区民公募委員)

4 抽出審議案件一覧

P 2 参照

5 審議結果報告書

P 3～5 参照

令和元年度入札監視委員会 抽出審議案件一覧

担当委員	契約番号	件名	発注方法	受注形態	業種名	備考
本井	本-1	区立少年自然の家八ヶ岳荘大規模改修昇降機設備工事	随意契約	単体	エレベーター	NO.不58
	本-2	区立志村小学校屋外排水管改修工事(緊急工事)	随意契約	単体	給排水衛生工事	
	本-3	区立加賀中学校屋外ベンチ改修その他工事	指名競争	単体	建築工事	最低制限価格未満あり
	本-4	区立成増小学校校庭改修工事	公募型指名競争入札	単体	運動場施設	最低制限価格未満あり
	本-5	区立板橋第十小学校改築冷暖房換気設備工事	条件付き一般競争入札	JV	空調工事	契約変更あり
長谷川	長-1	自転車駐車場改修工事(2)	随意契約	単体	一般土木工事	NO.不17、23
	長-2	区立板橋第一中学校美術室手洗い設置工事	指名競争	単体	建築工事	くじにより決定最低制限価格未満あり
	長-3	区立上板橋健康福祉センター屋上防水改修その他工事	公募型指名競争入札	単体	防水	最低制限価格未満あり
	長-4	道路補修工事(9)	条件付き一般競争入札	単体	道路舗装工事	総合評価方式低入札価格調査実施契約変更あり
	長-5	区立板橋第八小学校受水槽取替及び水飲み場直結給水化工事	条件付き一般競争入札	単体	給排水衛生工事	総合評価方式
石原	石-1	道路補修工事(19)	随意契約	単体	道路舗装工事	NO.不12 契約変更あり
	石-2	区立徳丸ふれあい館2階クリエイションホールエレアハンドリングユニット取替工事	随意契約	単体	空調工事	NO.不62
	石-3	区立上板橋第二小学校トイレ改修その他工事	指名競争	単体	建築工事	最低制限価格未満あり
	石-4	区立赤塚新町小学校体育館屋根防水改修工事	公募型指名競争入札	単体	防水	
	石-5	区立美術館大規模改修昇降機設備工事	公募型指名競争入札	単体	エレベーター	
甲斐田	甲-1	区立上板橋第二中学校統合改築工事	随意契約	単体	建築工事	NO.不36、51 契約変更あり
	甲-2	板橋区板橋フレンドセンターコンクリートブロック塀改修その他工事	指名競争	単体	建築工事	最低制限価格未満あり
	甲-3	道路補修工事(1913)	条件付き一般競争入札	単体	道路舗装工事	最低制限価格未満あり
	甲-4	区立美術館大規模改修工事	条件付き一般競争入札	JV	建築工事	
	甲-5	区立徳丸地域センター空調設備改修工事	条件付き一般競争入札	単体	空調工事	総合評価方式低入札価格調査実施
阿部	阿-1	区立成増アクトホール舞台吊物改修工事	随意契約	単体	舞台装置	
	阿-2	区立小豆沢体育館洋弓場防護ネット改修工事(緊急工事)	随意契約	単体	運動場施設	
	阿-3	(仮称)板橋区板橋区役所前駅公衆喫煙所設置工事	指名競争	単体	建築工事	
	阿-4	板橋区旧粕谷家(東の隠居)住宅藤棚改修工事	公募型指名競争入札	単体	造園	
	阿-5	区立上板橋体育館自動火災報知設備改修工事	条件付き一般競争入札	単体	電気工事	総合評価方式

令和2年1月15日

板橋区長
坂本 健 様

板橋区入札監視委員会
会長 本井 克樹

審議結果報告書

令和元年度入札監視委員会において、平成30年度工事一覧表から抽出された審議案件を検討した結果について、委員会として報告する。

第1 本年度審議案件の入札結果

- 1 本年度は別紙「抽出審議案件一覧」のとおり、5人の委員がそれぞれ5件の審議案件を担当し、合計25件につき、入札状況を精査した。
- 2 各委員は、板橋区入札監視委員会定例審議（議案）のとおり、担当した案件について意見を提出した。
この意見を基調として、令和元年11月7日の本年度第2回入札監視委員会において討議した結果、当委員会は本年度審議案件の入札結果については、すべて適法になされたものと判断した。

第2 入札制度の運用について討議した事項

当委員会は、前記のとおり、審議案件について適法と判断したが、以下のとおり、予定価格算定の精度向上並びに公告時期および工期等の設定改善について討議した。

- 1 予定価格算定の精度向上について
 - (1) 審議案件の中に、①予定価格より10%以上高い価格で入札した業者があることから予定価格の算出において高騰する人件費が反映されていないのではないか、仮にそうだとすると予定価格を超過したからといって不調にするのではなく、予定価格にある程度の幅を持たせるようにしたほうがよいのではないか、それをせずに予定価格への減価交渉を行うと事業者の利益率を圧縮しダンピングを助長することになりはしないか

という懸念のある案件があるとの意見、②大量の機器を交換する工事につき、ボリュームディスカウントを予定価格に反映させなかったために、多くの業者の入札額が最低価格未満となってしまったと考えられる案件があったため、ボリュームディスカウントも適切に予定価格に反映すべきであるとの意見が出された。

(2) 上記(1)①に対する区の説明と当委員会の要望

ア 区の説明

材料費や資材費の改定のみならず、昨今、労務単価の急騰等のため、これまでは年に3回程度の単価の改定だったものが、平成30年秋からは毎月単価の改定を行うような形になっている。それに合わせて区の積算も行っており、積算は今の情勢にきちんと見合ったものとなっていると考えている。仮に、旧単価を使用して新単価が反映されていないものがあれば、契約変更として増額の契約を結び直すということもやっている。

以上から、予定価格が情勢に見合わないものになっているとは考えてはいないし、併せて、公正な競争のため競争入札というシステムを採用している以上、予定価格という基準は設けざるを得ず、予定価格をある程度超えても落札させるという運用は採用できないと考えている。

予定価格を超えた場合の減価交渉についても、わずかに超えた場合であれば企業努力での解消を求めることは不合理ではなく、強制はしないが、予定価格の中に収まった金額が再度見積もりとして上がってきた場合は交渉成立ということにしているのもあって、余りにも価格幅が開いている場合などは減価交渉を行うものではない。

もっとも、仮に予定価格が適正に算出されていなかったことが不調の原因であれば、そのことは真摯に受け止め、今後とも積算につき不断の改善努力を図っていきたいと考えている。

イ 上記アを受けての当委員会の要望

予定価格と入札価格の乖離の原因が分からない以上、議論は空転してしまうので、入札参加者の各入札価格が、ほぼ最低制限価格であった案件や、あるいはほぼ予定価格を超過したものであった案件については、そのうちいくつかの案件を取り上げ、予定価格との乖離が生じた原因を分析してほしい。そして、そのような分析結果も併せて委員会で検討できれば、より精緻な審議が可能になる旨、要望した。

(3) 上記(1)②に対する区の説明

発注する内容によって適宜ボリュームディスカウントを行っている。今回の案件は、保安装置ということもあり、そのような場合、ディスカウントは余り行わないとの説明があった。

2 公告時期および工期等の設定改善について

- (1) 審議案件のなかに、技術者の配置が困難、施工体制が整わない等労働力不足で入札ができなかった業者が相当数存在すると考えられる案件があった。

これに対しては、可能な限り公告時期を早めたり、工期を長目に設定したりする等の工夫をすることによって、業者が創意工夫を凝らして受け入れ体制を整えて対応することが可能となり、結果、多くの業者が入札に参加して望ましい競争が生まれることによって、区に利益をもたらすとともに、業者の事業活動の発展にもつながるのではないかという意見が出された。

- (2) これに対し、区からは、建設業法に規定する建設工事の見積期間を確保できるように公告をしており、同法を遵守するのみならず、板橋区は土日を積算除外期間としてカウントせず、また、予定価格が3,000万円を超えるような大規模な工事案件については日数を増やすなどの対応しているところであるが、種々の努力をしてもスケジュールが厳しく最低限の法定期間しか確保できない場合は除き、できるだけ積算期間を確保できるように努めていきたいとの回答があった。

以 上